

## 一級建築士の懲戒処分の基準の見直しについて（概要）

### 1 見直しの趣旨

本基準は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、一級建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士の業務の適正を確保することを目的とする。

従来より、処分を行う場合には「一級建築士の懲戒処分の基準」（平成 20 年 11 月 14 日制定）により行ってきたところであるが、「建築士法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 92 号）が平成 27 年 6 月 25 日に施行されることから、建築士法の改正により新たに設けられた規定に対応した懲戒事由を追加するなど、処分基準の見直しを行うこととしたものである。

また、国土交通大臣に一級建築士に対する調査権限が付与されることを踏まえ、一級建築士の処分にあたっては、個別の事情を十分に調査することにより、処分の量定において勘案すべき事情が認められる場合は、処分基準の「個別事情による加減表」を適切に適用することにより、適宜、処分の加重又は軽減を行うこととする。

### 2 見直しの概要

#### （1）建築士法改正に伴う懲戒事由の追加項目

- ①「建築士報告、検査義務違反」（改正法第 10 条の 2 第 1 項）
- ②「建築士免許証等の不提示」（改正法第 19 条の 2）
- ③「契約締結時の書面の交付義務違反」（改正法第 22 条の 3 の 3）

#### （2）建築士法改正に伴うその他の改正

- ①「事務所変更届懈怠、虚偽報告」に所属建築士の変更届に係る事項を追加（改正法第 23 条の 5 第 2 項）
- ②「管理建築士事務所管理不履行」の管理建築士の責務を規定（改正法第 24 条第 3 項、第 4 項）
- ③「一括再委託の制限に係る義務違反」の制限対象となる建築物の範囲を規定（改正法第 24 条の 3 第 2 項）

### 3 施行期日等

（1）平成 27 年 6 月 25 日（「建築士法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 92 号）の施行と同日）施行。

（2）処分基準の適用関係について、この基準の施行日前に行われた行為について処分等を行う場合は、なお従前の例によることとする。